

報告 2 別府国際観光温泉文化都市建設計画公園の変更
(大分県決定) について

別府国際観光温泉文化都市建設計画公園の変更（大分県決定）

1. 別府国際観光温泉文化都市建設計画公園中5・5・3号南立石公園ほか2公園を次のように変更する。
2. 別府国際観光温泉文化都市建設計画公園中5・5・2号乙原公園、5・5・5号明礬温泉公園及び7・5・1号十文字原公園を廃止する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合	5・5・3	南立石公園	別府市大字南立石字向原	約10.8ha	【別府市管理】 ・休憩施設 ・遊歩道
運動	6・5・1	実相寺中央公園	別府市大字鶴見字実相寺山	約44.9ha	【別府市管理】 ・休憩施設 ・遊歩道 ・運動施設
特殊	8・4・1	鉄輪地獄地帯公園	別府市大字鶴見字円内坊外、別府市大字鉄輪フロムシ外	約5.7ha	【別府市管理】 ・休憩施設 ・遊歩道

「区域は、計画図表示のとおり」

【変更理由】

別府市の都市計画公園は、戦後の昭和27年に都市計画決定したものを基本に、変更や追加を行ってきたが、長期にわたり整備が行われていない公園が多く、計画決定当時から社会情勢も大きく変化してきていることから、大分県が平成17年に策定した「都市施設の整備・見直し方針」に基づき評価検討した結果、見直しを行うものである。

5・5・2乙原公園、5・5・5明礬温泉公園、7・5・1十文字原公園については、必要性・優先性が低く、別府市内の他の公園等により必要な機能を満たすため廃止するものである。

8・5・1鉄輪地獄地帯公園は、地獄等の民間観光施設と一体となった利用促進を図るため、現在供用開始している区域に縮小するものである。

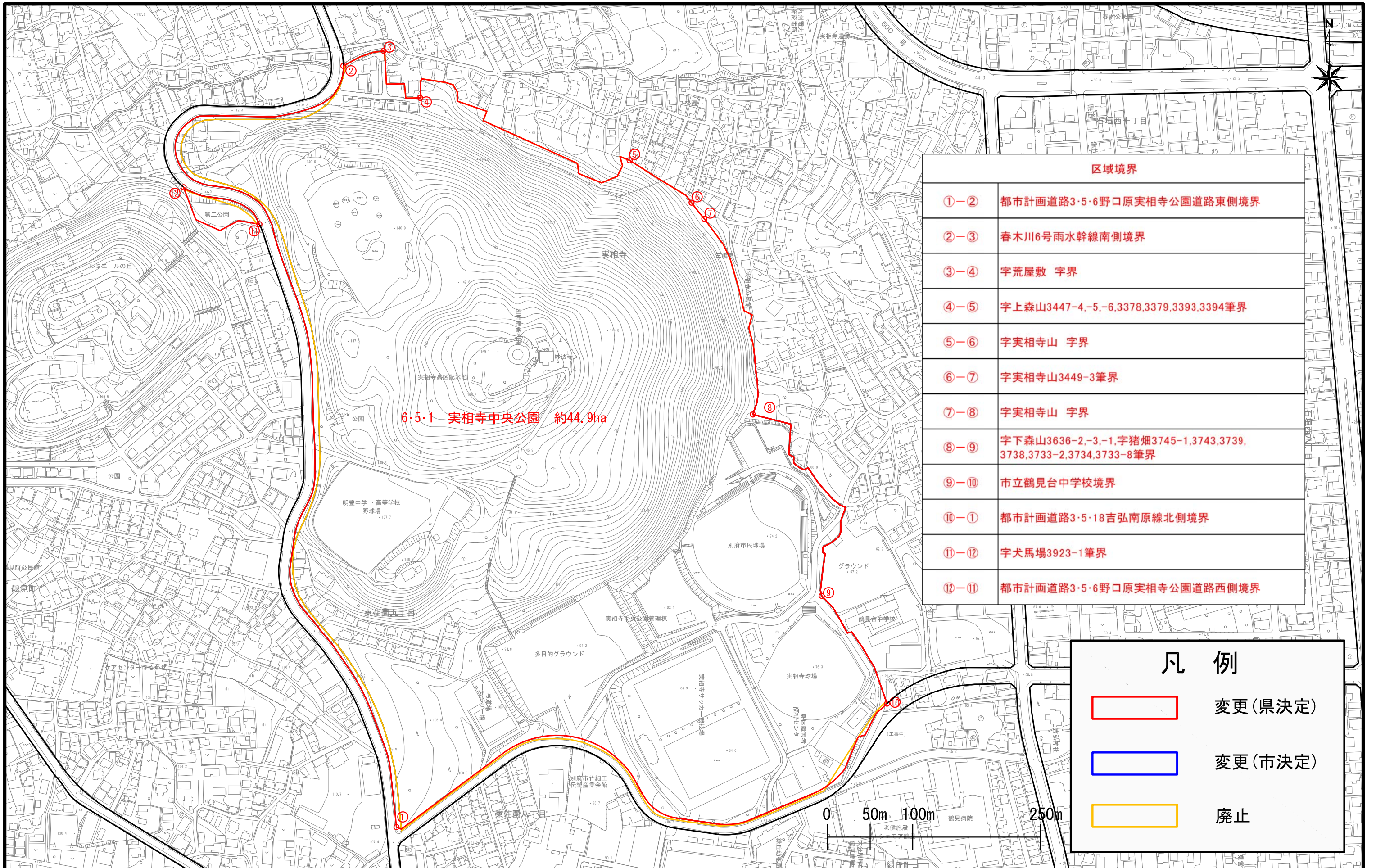
また、6・5・1実相寺中央公園は都市計画道路3・3・6野口原実相寺公園道路の変更に伴い区域の変更を行うもので、5・5・3南立石公園は計画決定面積と実際に整備して確定したあとの面積に差異が生じたため、面積の変更を行うものである。

新 旧 対 照 表

種別	新				旧				変更の概要
	名称		位置	面積	名称		位置	面積	
	番号	公園名			番号	公園名			
総合					5・5・2	乙原公園	別府市大字別府字乙原	約33.0ha	廃止
	5・5・3	南立石公園	別府市大字南立石字向原	約10.8ha	5・5・3	南立石公園	別府市大字南立石字向原	約11.5ha	面積の変更
					5・5・5	明礬温泉公園	別府市大字鶴見字畝原	約32.1ha	廃止
運動	6・5・1	実相寺中央公園	別府市大字鶴見字実相寺山	約44.9ha	6・5・1	実相寺中央公園	別府市大字鶴見字実相寺山	約44.3ha	区域の変更
特殊					7・5・1	十文字原公園	別府市大字内籠字十文字原	約32.1ha	廃止
	8・4・1	鉄輪地獄地帯公園	別府市大字鶴見字円内坊外、別府市大字鉄輪フロムシ外	約5.7ha	8・5・1	鉄輪地獄地帯公園	別府市大字鉄輪字フロムシ	約36.4ha	区域の変更

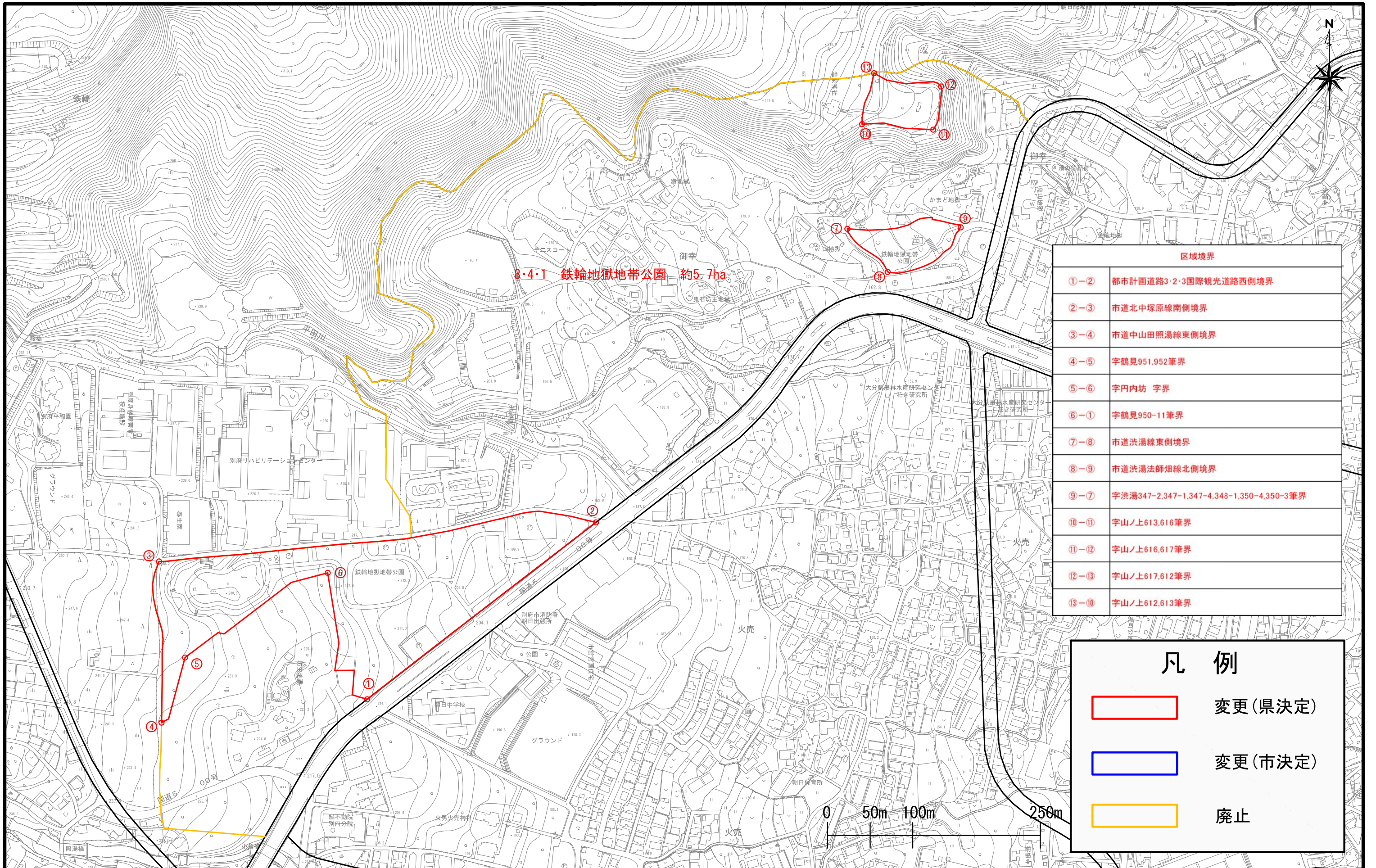
報告2 別府国際観光温泉文化都市建設計画公園の変更（大分県決定）計画図

【6・5・1 実相寺中央公園】



報告2 別府国際観光温泉文化都市建設計画公園の変更（大分県決定）計画図

【8・4・1 鉄輪地獄地帯公園】



区域境界	
①-②	都市計画道路3・2・3国際観光道路西側境界
②-③	市道北中塚原線南側境界
③-④	市道中山田照湯線東側境界
④-⑤	字鶴見951.952筆界
⑤-⑥	字円内坊 字界
⑥-①	字鶴見950-11筆界
⑦-⑧	市道洪湯線東側境界
⑧-⑨	市道洪湯法師畑線北側境界
⑨-⑦	字洪湯347-2,347-1,347-4,348-1,350-4,350-3筆界
⑩-⑪	字山ノ上613.616筆界
⑪-⑫	字山ノ上616.617筆界
⑫-⑬	字山ノ上617.612筆界
⑬-⑩	字山ノ上612.613筆界

凡 例	
	変更(県決定)
	変更(市決定)
	廃止